

〔スタイル骨子案〕

佐倉市における補助金のあり方に関する意見書

平成 23 年 12 月

佐倉市補助金検討委員会

意見書に盛り込む概要案

1. はじめに

1. 佐倉市における補助金検討の（過去からの）経緯
2. 今回の佐倉市補助金検討委員会の設置意義
（3年ごとの見直し。補助金検討としては初めての市民委員委嘱。）
3. 検討の流れ
 - 各委員が分担して補助金全体を見る。
 - 補助金全件の点検を事務局・各事業課において実施。
 - ヒアリングする事業を抽出。
 - 【補助金の分類の論点・公益性の観点・別記1.2の観点】→ヒアリング実施。
 - ヒアリング実施事業に対する方向性・意見を取りまとめ。
 - 補助金全体を各委員が再度分担して全体を見る。
 - 補助金の現状・課題とそれに対する意見の洗い出し。
 - 補助金の今後のあり方についての意見を提言するに至る。

2. 補助金の現状と課題

◎委員会での審議・検討、委員意見提出等から洗い出された課題を列記

3. 佐倉市における各補助金に対する意見

1. 委員会におけるヒアリング結果・方向性（一覧表）
2. ヒアリング未実施の補助金に対する意見（集約した内容の一覧表）

4. 今後の補助金のあり方へ向けて

[今後のあり方へ向けての包括的なまとめとして]

◎2で示された課題、3で示された補助金に対する意見の総括として
（その他の意見提言をも全て含めて、交付基準・補助金全般に対しての提言）

[資料]

- ・補助金検討委員会の審議経過（第1回～第〇回）
 - ※各回の審議内容の箇条書き
- ・補助金一覧（点検結果一覧）
- ・委員名簿（役職・氏名）

2. 補助金の現状と課題

検討委員会における審議及び各検討委員の分析調査により、浮き彫りとなった補助金の現状と課題について、以下のとおり整理し、指摘。

最初に、補助金の現状と課題を考察するにあたっての、根幹となる観点として、「公益性」「効果性」「適格性」の3点。「補助金等交付基準」に示されている基本的観点。

1. 公益性・公共性

地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定。

このため、公益性の点数の低かった補助金を、優先的にヒアリング実施。

2. 効果性

補助金の支出が施策目的を実現するために効果ある制度となっているかどうか、あるいは実際に効果を挙げているかどうかの確認が重要。

3. 適格性

全ての補助金は当然に適格性を有しているはずだが、補助金額の妥当性等と合わせて、それがきちんと確認されているか課題。

以上の主要な3つの総体的観点を踏まえ、関連する各個別論点として、具体的に以下のとおり、指摘・記述。

①. 補助事業の制度設計

(1) 補助対象事業・団体について

- (i) 対象となる事業にかかる情報把握分析不足。
- (ii) 対象事業団体の活動における、参加率・加入率の低いものの存在。
- (iii) 他の整合性が必要と考えられる補助金の存在。
- (iv) 自立性の課題。補助金の交付が無くとも実施できるもの等。

(2). 補助目的・意義

- (i) 目的・意義が明確でない。
- (ii) 社会・時代の変化に対応していない。
- (iii) 内容・使途が適正でない。
- (iv) 交付実績が無い。

(3). 目標値の設定

- (i) 目的値として設定することに不合理が存在する。
- (ii) 目標値の適正性に疑問がもたれる。
- (iii) 施策目的と目標値の設定に整合性が取れていない。

(4). 補助金額の妥当性

- (i) 金額の妥当性としての目的・効果（例えば少額のものなどの効果）・根拠が不明確。

②. 交付基準

(1). 補助金分類

- (i) 分類が不適當。

(2). 別記 1・2

- (i) 別記が例外として存在している。
- (ii) 補助率 2 分の 1 以上という課題。
- (iii) 団体設立 5 年以上という課題。

③. PDCA

(1). P-プラン作成

- (i) プラン作成時の審査が不十分。
- (ii) 事業計画書の表記が不十分。

(2). C-チェック

- (i) 目標値と成果値がかい離しているもの。
- (ii) 成果報告書の表記が不十分。
- (iii) 成果モニタリングが不十分。

(3). A-アクションへの反映

- (i) 成果・実績チェックの改善措置への反映が不十分。

(4). 情報開示

(i) 透明性の確保がさらに必要。

3. 佐倉市における各補助金に対する意見

検討委員会として実施してきたヒアリングの審議結果。

各検討委員からの意見を取りまとめた結果。

これまでの課題議論の基礎であり、さらには今後の補助金のあり方に対する提言の前提となるもの。

①. 個別補助金のヒアリング結果

本補助金検討委員会において、各補助金の事業課の出席・説明ヒアリングを受け、会議の場で質疑・討論を行い、委員会としての評価・意見を取りまとめたもの（23件）。その評価結果は以下のとおり。

- 廃止（即時） … 3件
- 廃止（段階的縮小） … 1件
- 継続（縮小） … 1件
- 継続（維持） … 16件
- 継続（拡大） … 1件
- その他 … 1件

継続維持と評価された補助金も安易に継続をするのではなく、当該評価・意見にもとづき、今後の補助金見直しに当たっていくことを求める。

No.	補助金名称	課題点等	委員会 意見	委員会 評価
				継続 (維持)
				廃止 (即時)

※ヒアリング事業の抽出にあたっては、以下により23件を選択いたしました。

①最初に、7つの補助金分類の中から、優先的に議論すべき分類として、「分類3」と「分類4」を選択いたしました。

既存の全補助金は、その性格ごとに以下の7つに分類されています。

(分類1) 市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金)

(分類2) 市との連携により実施する事業への財政支援(行政からの働きかけで組織された団体、市域を包括する組織等に対する補助)

(分類3) 啓発、誘導のための財政支援(制度補助)

(分類4) 啓発、誘導のための財政支援(特定団体の支援)

- (分類 5) 特別な負担を強いられている特定市民への弁償的な財政支援
- (分類 6) 一定水準の市民生活を保障するための財政支援(扶助費的性格の強いもの)
- (分類 7) 市民自ら企画、提案・実施する公共サービスを支援するもの

この7分類のうち、「分類1・2は、市の施策的判断が強い」、「分類5・6は、弁償的・扶助的性格である」、「分類7は市民からの提案による事業の支援である」、といった理由から、「分類3・4」において、委員会としての議論すべき要素が多いと判断したためです。

- ②補助金における公益性の観点の重要性から、補助金点検結果において、公益性の点数が低かった（6点以下の）補助金を抽出対象といたしました。
- ③国や県の制度と結びついている事業は、市単独で実施する事業よりも議論の余地が比較的狭まれるため、ヒアリング対象からは原則外すことにいたしました。
- ④予算額が0の補助金についても、ヒアリング対象からは外しました。
- ⑤現在の補助金等交付基準において別記1・別記2として掲げられている補助金については、交付基準の例外として認められているものであるため、議論の必要性が高いと判断いたしました。
- ⑥上記⑤における別記1・別記2の補助金の中から、人件費補助がある補助金3件を選択いたしました。
- ⑦上記⑤における別記1・別記2の補助金の中から、上記⑥の3件に加え、上記①で優先して検討すべきとした「分類3・4」のうち、補助金支出額の高い1件を選択いたしました。

②. 個別補助金ヒアリング未実施分に関する意見

ヒアリングを実施しなかった事業については、委員会審議当初（5月～6月）に1回及び意見の取りまとめのために委員会終盤（10月）に1回、計2回にわたり各委員が分担して点検・分析・調査。あるいは各委員が検討委員会審議過程において自ら検討。取りまとめた結果。

なお、ヒアリングを実施した事業での審議・検討経過では、事業課の説明を受けた上での審議・検討であったが、ヒアリング未実施分事業においては、資料や事務局との質疑応答等にもとづき、各委員意見等を取りまとめたもの。

しかしながら、本委員会における補助金全体の検討・見直しを行うという目的意義のため、及び今後の検討見直しの際に活用されることを求め、意見書に組み込む。

No.	補助金名称	課題と意見

（本委員会発足後、新規に設立された補助金については、判断根拠データ等が不十分であり、施策判断により設立したばかりのため、評価対象外。）

（ヒアリング実施事業分については、ヒアリング結果の意見評価による。）

4. 今後の補助金のあり方へ向けて

まずは、補助金における主要観点である3点から、

1. より高い公益性・公共性の確保

2. より効果的に施策目標実現に寄与する補助制度

3. より適正な補助事業

を目標。

上記の目標を実現するため、さらにはこれまで課題点として委員会が指摘してきた内容に対する方向性・方策として、以下のとおり提言。

①. 補助事業の制度設計の再検証を

(1) 補助対象事業・団体について

- 補助対象事業・団体のより詳細な情報収集・分析を。
- 参加率・加入率の低いものについては、内容の充実を誘導すべき。
- 他制度、補助対象外のものとのバランス・整合性・公平性を図るべき。
- 補助金の交付が無くとも事業実施可能なものは、民間へシフトを。

(2). 補助目的・意義、内容・使途を明確に

- 市施策における位置づけ、目的・意義を明確に。
- 補助制度発足から長期経過したものは、目的・意義・効果の見直しを。
- 補助内容は目的に沿っているか、使途は適正か、見直し・確認・説明を。
- 交付実績が無い場合は、住民ニーズ等、原因と存在意義を精査し、必要に応じて廃止を含めた見直しを。

(3). 目標値の設定は適正に

- 扶助的性格の補助金等、目標値を設定することが不合理である補助金については、想定値とする等、必要な整理を。
- 目標値の設定いかんにより、達成率が大きく変わるものであり、PDCAサイクルが有効に機能するための適正な設定が必要。
- 市施策の実現目的に即した目標値設定を。

(4). 補助金額の妥当性を明確に

- 例えば少額であるなどの補助金額が補助目的を効果的に達成するものとなりえるかどうか、また補助金額の根拠を明確に。

②. 交付基準の見直しに向けて

(1). 補助金分類の見直しを

- 補助性格に応じた分類を正確に。交付金の区分判断等を含めて、必要に応じた分類の整理・見直しを。

(2). 別記1・2も本則へ

- 例外的規定をなくすことを目標に、交付基準の本則に入れ込むべき。
必要に応じて、新たな分類を。
事業計画・成果報告書の分析・対応を行政はしっかりとやるべき。
- 補助率の設定は原則必要。
- 実情として、団体として自立させることを意図することが困難な団体、行政と連携している団体の存在も認めなければならない。
ゼロベースとなる補助金の時限性を厳格に運用することが必要。
必要性を精査したうえで、補助金分類を見直し、新設するなど、認めるべきものは認める方向を検討すべき。

③. PDCAサイクルの運用を実効性あるものに

(1). P-プラン作成を厳密に

- 制度設計における課題点を、計画段階において、十分な審査をすべき。
点検シートの作成を最初に必要とする等、改善を図るべき。
なお、点検シートの作成にあたっては、点検項目に偏りがないよう、改善を図るべき。
- プランの適正な設計のため、目的・使途・効果等を、明確に、かつ十分な情報を事業計画書に載せるべき。

(2). C-チェック機能の強化を

- 目標値と成果値がかい離しているものは、原因分析を行い、客観的に理由

等を示すべき。

- チェック機能の強化のため、明確、かつ十分な情報を成果報告書に載せるべき。
- 補助効果を的確に把握するため、また、今後の制度設計のため、補助実績・効果等のモニタリングを適時、実施すべき。

(3). A-アクションへの反映

- 成果・実績チェックの改善実行へ結び付けるべき。
改善実行への高い意識・努力・強い姿勢が必要。

(4). 情報開示

- 事業計画書・成果報告書等において、これまでに表記した課題等に対して、より分かりやすく、十分な情報を開示し、透明性を確保すべき。

まとめとして

今後の補助金の臨むべきあり方へ向けて、
本検討委員会の意見を市行政において、着実に反映されることを求める。